

議案第45号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、徴収すべき手数料について、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）関係

番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料

1件につき 500円

第2条 二宮町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中第5項第7号を削り、同表第6項を次のように改める。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）関係

(1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード再交付手数料

1件につき 800円

(2) 番号法第7条第1項に規定する通知カード再交付手数料

1件につき 500円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係 別表第1 (第2条関係) 1～5 (略) 6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</u> 関係 番号法第7条第1項に規定する <u>1件につき 500円</u> <u>通知カードの再交付手数料</u> 7 (略) (1)～(4) (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) (1)～(5) (略)</p>	<p>第1条関係 別表第1 (第2条関係) 1～5 (略) 6 (略) (1)～(4) (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) (1)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係 別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)関係</u></p> <p>(1) <u>番号法第2条第7項に規定</u> 1件につき <u>800円</u> する個人番号カードの再交付手数料</p> <p>(2) <u>番号法第7条第1項に規定</u> 1件につき <u>500円</u> する通知カードの再交付手数料</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>第2条関係 別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>住民基本台帳カード交付</u> 1件につき <u>500円</u> 手数料</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)関係</u> <u>番号法第7条第1項に規定する</u> 1件につき <u>500円</u> <u>通知カードの再交付手数料</u></p> <p>7～10 (略)</p>